

山梨県公安委員会告示第 88 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、甲州市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 9 日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

1 合意した者

- (1) 山梨県公安委員会
- (2) 甲州市
- (3) 甲州市地域公共交通会議
- (4) 関東運輸局山梨運輸支局
- (5) 山梨交通株式会社
- (6) 富士急バス株式会社
- (7) 甲州市タクシー協議会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車し、又は駐車する乗合自動車の停留所の名称別紙「バス停留所一覧表」のとおり

3 2 に停車し、又は駐車する旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2 に停車し、又は駐車する旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次のアに掲げる運行事業者が、イに掲げる事業形態により行うウに掲げる事業の用に供するものとする。

ア 運行事業者

甲州市タクシー協議会

（山梨交通株式会社、甲州タクシー株式会社、有限会社勝沼観光タクシー）

イ 事業形態

道路運送法の規定対象外となる自動運転タクシー実証運行

ウ 事業

山梨県勝沼地域における自動運転タクシーの実証事業

4 2 における 3 の停車又は駐車が、道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2 における 3 の停車又は駐車は、3 に係る運行時間内に限るものとする。

別紙 バス停留所一覧表

番号	停留所の名称	所在地	勝沼周遊バス	勝沼地域バス (ぶどうコース)	勝沼地域バス (ワインコース)	甲州市縦断線	備考
1	鳥居平	(南行) 山梨県甲州市勝沼町菱山4602番地3付近 (北行) 山梨県甲州市勝沼町菱山4689番地1付近	○				
2	横町	(北行) 山梨県甲州市勝沼町勝沼1856番地3付近		○			北行のみ
3	ナカヤ前	(北行) 山梨県甲州市勝沼町小佐手475番地				○	北行のみ
4	勝沼病院	山梨県甲州市勝沼町勝沼950番地	○	○	○	○	
5	子安橋	(南行) 山梨県甲州市勝沼町等々力1729番地1付近 (北行) 山梨県甲州市勝沼町等々力1771番地1付近	○				
6	等々力公民館前	(北行) 山梨県甲州市勝沼町等々力1389番地1付近	○	○			北行のみ
7	旧田中銀行前	(東行) 山梨県甲州市勝沼町勝沼3130番地1付近 (西行) 山梨県甲州市勝沼町勝沼3125番地	○		○	○	
8	等々力四つ角南	(南行) 山梨県甲州市勝沼町等々力239番地付近 (北行) 山梨県甲州市勝沼町等々力236番地3付近			○		
9	釈迦堂入口	(東行) 山梨県甲州市勝沼町藤井844番地1付近 (西行) 山梨県甲州市勝沼町藤井835番地4付近	○	○			
10	ワイン村河川公園前	(南行) 山梨県甲州市勝沼町勝沼2787番地6付近 (北行) 山梨県甲州市勝沼町勝沼2810番地8付近	○	○	○		
11	ぶどうの丘	(東行) 山梨県甲州市勝沼町菱山5183番地1付近 (西行) 山梨県甲州市勝沼町菱山5154番地2付近	○	○	○		